

平成28年 12月 26日

株式会社グロースアドバイザーズ
代表取締役 小澤正治 殿

〒260-0013

千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館5階 千葉県生活協同組合連合会内

特定非営利活動法人 消費者市民サポートちば

(旧：消費者市民サポートちば設立準備会)

理事長 拝 師 徳



再申入書

冠省

当団体は、貴社と契約者との投資顧問契約（以下「本件契約」といいます。）に関する規約等について検討した結果、平成28年8月22日付「申入書」を送付し、貴社より同年9月20日付けで回答をいただきました（以下「回答書」といいます）。

そこで、当団体は、貴社からの回答書及び貴社HPを確認・検討したところ、消費者利益の保護の観点から、なお問題があると思料いたしましたので、下記のとおり再度申入れを致します。

つきましては、本「再申入書」に対する貴社の回答を、平成29年1月31日までに、当団体にご回答いただきますようお願い致します。なお、すでに前回の申入書においてご連絡しておりますとおり、本「再申入書」並びに貴社からの回答の有無及び回答の内容は、当団体の活動目的のため、原則として、公表させていただきますので、その旨ご承知おきください。

草々

記

第1 申入れの趣旨

貴社と契約者との投資顧問契約（以下「本件契約」といいます）についてクーリング・オフ期間経過後の報酬金の返金に応じられないとの条項を削除し、本件契約を解除後の残存期間に対応する報酬額の返金に応じる内容の条項を規定すること。

第2 申入れの理由

1 クーリング・オフ期間経過後の報酬金の返金の定めについて

当団体において、貴社HP（平成28年12月15日現在）を確認したところ、下記のとおり、本件契約について、クーリング・オフ期間経過後の報酬金の返金に応じない旨の記載があることが判明致しました

会員サービスとなる投資顧問契約は金融商品取引法に則り、クーリングオフが認められています。クーリングオフ期間は10日間とされており、会員契約締結から10日以降のクーリングオフは適応外。会員契約締結から10日後の途中解約は可能ですが、返金に応じられません。

2 報酬の返金に応じない定めについて

(1) 消費者契約法10条違反性

貴社のHPには前記のとおり、本件契約について、クーリング・オフ期間経過後の報酬額の返金には応じないとの記載があります。

前回の申入れでも述べたように、報酬額について一切の返金を拒む条項は、消費者の解除権、及び契約者の貴社に対して有する不当利得返還請求権を制限する条項に該当し、消費者契約法10条に反して無効な条項であると解されます。

(2) 消費者契約法9条1号違反性

ア 会員が本件契約を解除した場合にクーリング・オフ期間経過後であれば、一切の報酬額の返金に応じない条項は、契約締結時に支払った報酬額を違約金として定めた条項であり、実質的にみると、消費者契約法9条1号において規定される「損害賠償の額」の予定又は「違約金を定める条項」に該当すると思料いたします。

イ そして、常に一律、解除後の精算を行わない、すなわち前払いされている報酬の額を返還せず、実質違約金として受領するような定めは、「平均的な損害」を超える違約金を貴社が受領する条項であるといえます。

そのため、貴社が契約の残余期間に対応する報酬額を返還しない場合には、消費者契約法9条1号に反し無効となると考えられます。

ウ したがって、本件契約について、残余期間に対応する報酬額の返金に応じる内容に訂正し、貴社に生ずる「平均的な損害」を超える部分まで受領することとならないように改善するよう再度申入れます。

3 クーリング・オフの規定について

(1) 貴社HPの記載

貴社HPには、金融商品取引法のクーリング・オフの適用についての記載がありますが、念のため以下のとおり同規定について説明致します。

(2) 金融商品取引法の規制

ア 金融商品取引法では、契約締結後10日間以内の解約について書面による解除について定めています(同法37条の6、同法施行令16条の2第2項)。この規定は、投資顧問契約について、いわゆるクーリング・オフの適用があることを定めているものです。

イ クーリング・オフとは、一般的に、特定の契約について、一定期間、説明不要で無条件に申込みの撤回または契約を解除できる法制度です。金融商品取引法においても、投資顧問契約について契約締結後10日間は、無条件で契約の解除が出来る旨定められています。

もともと、クーリング・オフの制度は、特定の契約についての特別な解除方法を定めているのみであり、クーリング・オフの適用がない場合の解除については、一般の法(本件契約については、消費者契約法・民法等)が適用されます。

ウ 本件契約について

本件契約について、民法上の準委任契約にあたることと考えられること、消費者契約法の適用があることは前回の申入書で述べたとおりです。

そして、本件契約の解除について、解除後の返金に応じない規定が消費者契約法に違反し無効であることは前述のとおりです。

仮に、貴社が、「クーリング・オフの適用がない」＝「返金に応じなくてもよい」と理解されている場合、それは法の解釈を誤ったものですのでご承知おきください。

4 総括

これまで述べたとおり、本件契約について、クーリング・オフ期間経過後の報酬金の返金に一切応じないものとする点は、消費者の利益を一方的に害するものであると言わざるを得ません。

したがって、貴社に対して、申入れの趣旨記載のとおり本件契約について、改善を行うよう申入れます。

なお、期日までに、ご対応頂けなかった場合、あるいはご回答も頂けなかった場合には、適格消費者団体による差し止め請求や監督行政機関への苦情申入れ等の手続を検討せざるを得ないことを申し添えます。

以上